

学校いじめ対応マニュアル

1. いじめとは

【いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条第1項】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

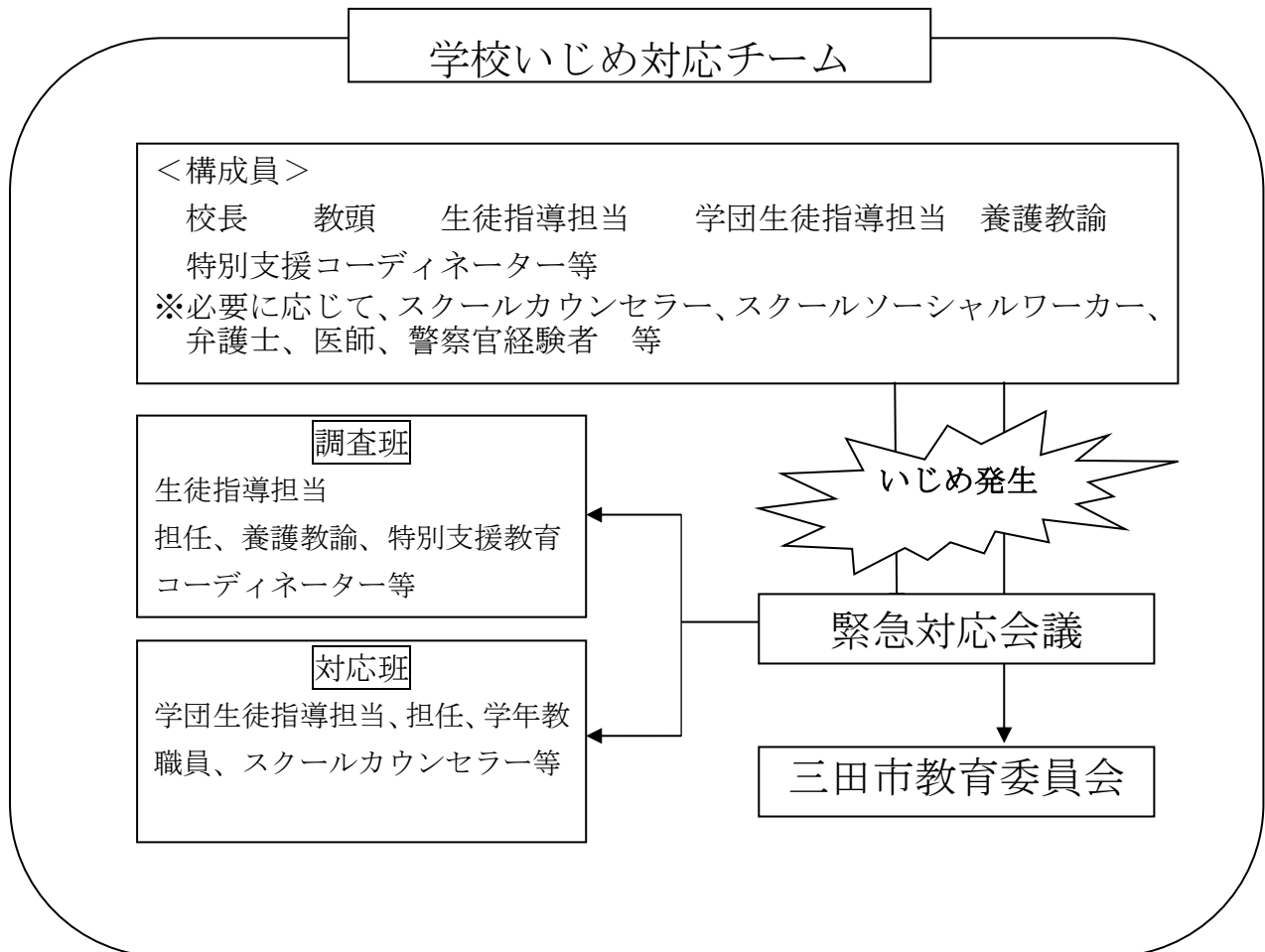
（留意点）

- ①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ②いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」である。
ただし、次の場合も「いじめ」と判断する。
 - ・いじめを受けた児童生徒が「いじめ」を否定した場合
いじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察、周辺の状況等を客観的に確認して判断する。
 - ・いじめを受けた児童生徒が「いじめ」に気付いてない場合
例えばインターネット上で悪口を書かれたが、いじめを受けた児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケース等。
- ③いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。
 - ・「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
 - ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
 - ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
 - ・いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。
- ④好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、このような場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、学校いじめ対応チームに報告し、情報共有する必要がある。

2. 学校いじめ対応チームについて

「学校いじめ対応チーム」は、いじめに係る未然防止、早期発見、事案対処等（具体的な役割は「学校いじめ防止基本方針●ページ」）を実効的に行うための組織である。

いじめの疑いが生じた際、いじめかどうかを判断するのは「学校いじめ対応チーム」である。連絡を受けた教職員（担任等）が一人で問題を抱え込んではいけない。

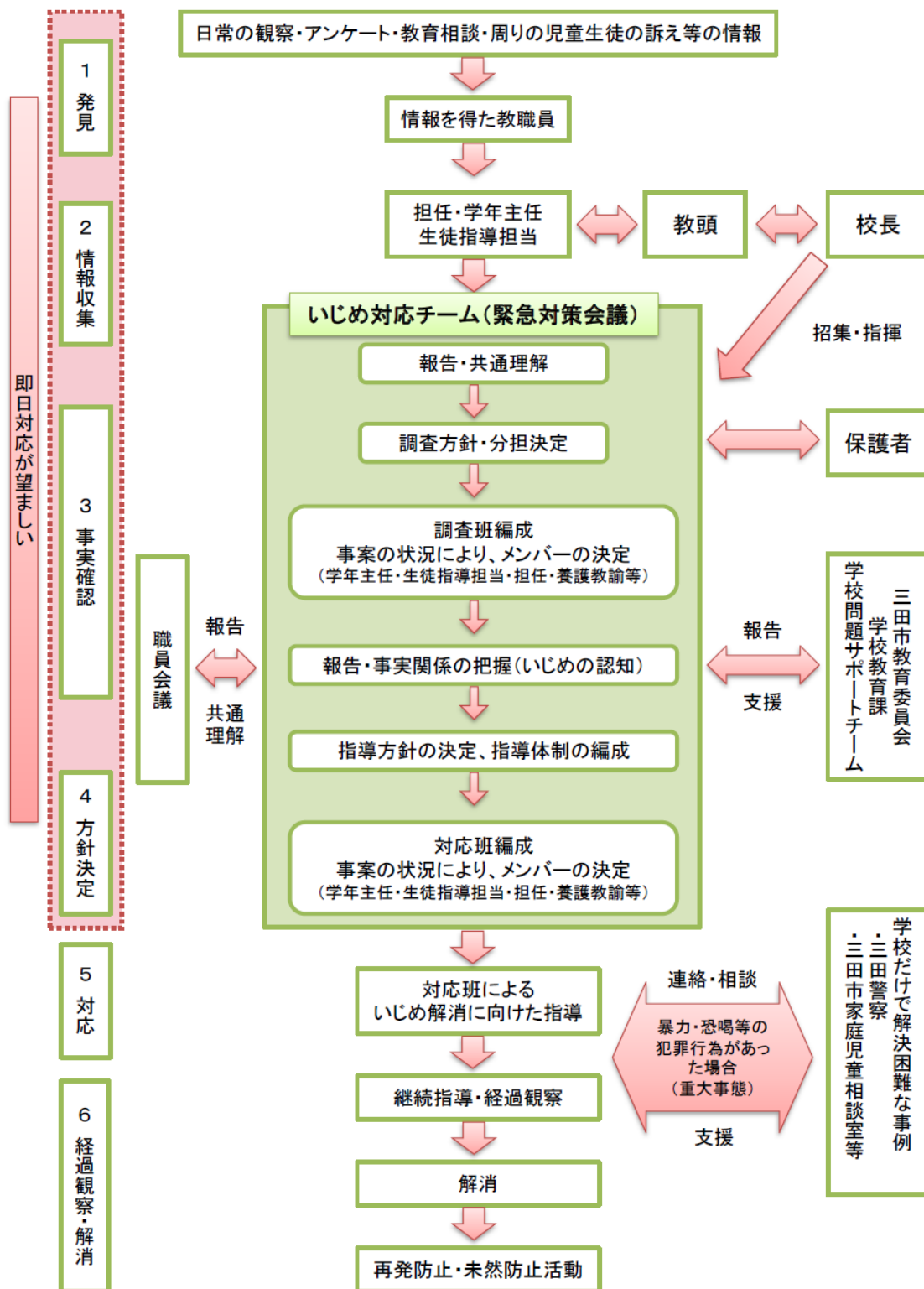


【注】各学校規模や校務分掌など、実情に応じた組織体制を編成する。

★「学校いじめ対応チーム」は校務分掌表に明記すること。

- ・学校いじめ対応チームの会議は緊急性に基づいて随時実施し、情報共有のうえ、役割分担等を行う。
- ・学校いじめ対応チームの会議において事案対処や事後対応について検討する際、専門家による児童生徒や保護者のアセスメントや心のケア、事案対処等への助言、関係機関との連絡調整だけでなく、学校の組織体制の構築や見直しについても、積極的に指導助言を受ける機会とする。
- ・早期発見には、学校いじめ対応チームの会議を毎週あるいは毎月など、定期的の実施し、情報共有することが有効である。

3. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ図



- ・上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

※ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側のずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

- ・いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」

「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（当該児童生徒及び保護者に必ず面談等により確認する。）

4. いじめの措置

学校は日頃からいじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒や保護者から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、法第23条に基づき、以下の通り、適切な措置をとる。

(1) いじめの発見

発見、連絡を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

- 発見、連絡を受けた教職員は、速やかに「いじめ発見報告カード」を学校いじめ対応チームの「A」に提出する。

※発見、連絡を受けた教職員は、いじめの判断を一人でしてはならない。

※「A」がない場合は「B」に、「B」がない場合は「C」に提出する。

- 「いじめ発見報告カード」が提出されたら、原則として速やかに「緊急対策会議」を開催する。

(2) 緊急対策会議（正確な実態把握）

学校いじめ対応チームは、いじめの疑いを発見・連絡を受けた状況を確認するとともに、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取る体制を整え、実施するなどして、いじめの有無の確認を行う。

【聴き取り方】

- 関係児童生徒1人に対して複数の教師（聞き取り役、記録役）で聴き取る。

- 5W1Hを基本に丁寧に聴き取る。

□誰が誰をいじめているのか？

(いじめを受けた・いじめを行った児童生徒の確認)

□いつ、どこで起こったのか？

(時間と場所の確認)

□どんな内容のいじめか？ どんないじめを受けたのか？ (内容)

□いじめをしてしまった動機は何か？ (要因)

□いじめのきっかけは何か？ (背景)

□いつ頃から、どのくらい続いているのか？ (期間)

□今、どう思っているのか？ (心情)

- いじめを行った児童生徒が複数いる場合、話が合わない箇所は徹底して確認する。
- 関係児童生徒全員に全体像（事案に至った背景等）を確認する。

【記録について】

- 時系列に事実のみを記録していく。
- ケースごとに「記録係」を決定する。※一人に記録係が集中しないように配慮する。
- いじめに係る記録は5年間学校保管（実施年度は除く）。いじめアンケートは5年間学校保管（実施年度は除く）。

- (3) いじめと判断した場合は、速やかに校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒等の保護者に連絡する。

【いじめの判断について】

- 「1. いじめとは」に基づいて判断する。

【学校の方針と今後の対応について】

- 学校は「いじめを受けた児童生徒を守り通すこと」を基本に具体的な対応を決定。
- 今後の対応については、5つの視点で決定する。
 - ・いじめを受けた児童生徒に対して
 - ・いじめを受けた児童生徒の保護者に対して
 - ・いじめを行った児童生徒に対して
 - ・いじめを行った児童生徒の保護者に対して
 - ・周りの児童生徒に対して
- 学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、説明責任が果たせるよう適切に記録する。

【市教育委員会への報告】

- 学校いじめ対応チームは、いじめの判断が難しい場合や今後、重大な事態に発展する可能性がある場合は、直ちに市教育委員会学校教育課の学校問題サポートチーム（以下、「サポートチーム」）に口頭で報告する。
- 学校いじめ対応チームは、「いじめと判断」してから原則24時間以内を目途に、サポートチームに「いじめ全件報告書」等で報告する。

【いじめを受けた児童生徒の保護者への報告】

- 発見したその日のうちに報告する。
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が家庭訪問等で保護者と面談する。
- 現時点での正確な事実関係を説明し、学校の方針を伝え、今後の対応を協議する。

【いじめを行った児童生徒の保護者への報告】

- 発見したその日のうちに報告する。
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が保護者と面談する。
- 現時点での正確な事実関係（いじめを行った要因や背景も含む）を説明し、学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。

- (4) いじめがあったことが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。

【いじめを受けた児童生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
(具体的な手立て)
 - ・ いじめが起こりやすい登下校、休み時間、清掃時間等の見守り体制を示す。
 - ・ 定期的に、教師が「今日は大丈夫だったか」等確認する。
 - ・ いつでも相談できることを説明する。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情が高まるようにする。

【いじめを受けた児童生徒の保護者に対して】

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- 家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも学校に相談するよう伝える。

【いじめを行った児童生徒に対して】

- いじめを行った気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景に目を向け、成長支援という観点で指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめは人として決して許されない行為であることや、いじめを受けている児童生徒の気持ちを認識させ、いじめを行ったことの重大さを理解させる。
- 心からの謝罪ができるよう粘り強い指導を行う。

【いじめを行った児童生徒の保護者に対して】

- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、いじめを行ったことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- いじめを行った児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

【周りの児童生徒に対して】

- いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。

- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

【謝罪について】

- いじめを行った児童生徒が、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめを受けた児童生徒や保護者等の気持ちを理解した上で、学校が主導して、いじめを行った児童生徒からいじめを受けた児童生徒に対して、心からの謝罪ができる場を設定する。
- いじめを受けた児童生徒の保護者、いじめを行った児童生徒の保護者も見守る中で「謝罪」することが望ましい。その際、いじめを受けた児童生徒と保護者に意向を確認する。

【いじめの解消について】

- 学校として「いじめ解消の要件」に基づき、約3か月間、継続した指導を行う。
- いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」
 - ②「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

※いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、当該児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により必ず確認する。
- いじめ解消までの約3か月間、学校は定期的に、いじめを受けた児童生徒と保護者、いじめを行った児童生徒と保護者と連携して、学校と家庭での様子を確認するとともに、「学校いじめ対応チームの会議」で「いじめ」が再発していないかどうかを必ず確認する。
- 経過観察、解消の確認は「いじめ全件報告書」で記録する。

【いじめの問題を乗り越えた状態について】

- いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめを受けた児童生徒の心身が回復し、いじめを行った児童生徒が抱えるストレス等の問題が取り除かれ、当事者や周りの者が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

(5) 重大事態への対応について

重大事態が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、市教育委員会を通じて市長へ報告した上で、調査を行うことが義務付けられている。

【重大事態とは】

ア. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号）。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

イ. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも含む。

具体的な対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月文部科学省）」「いじめ対応マニュアル（令和 7 年 3 月兵庫県教育委員会）」及び「三田市いじめ防止基本方針（令和 8 年 2 月 26 日最終改定）」に基づいた措置をとる。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

発生に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

法第28条

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

法第28条

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

調査の開始に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

法第28条第2項

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

法第30条

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査報告書を提出（教育委員会等を通じて国へ）

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【引用：兵庫県教育委員会 いじめ対応マニュアル（令和7年3月）】